

令和6年度九州防衛局におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方といたします。

契約締結は、令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件といたします。

番号	種別	件名	見積依頼公開日	見積書提出期限	見積合わせの日時	備考
1	物品	別府防衛事務所庁舎電力供給（2回目）	令和6年2月28日	令和6年3月8日 12時	令和6年3月8日 13時～	契約書作成：不要 事前提出資料期限：3/6 (水) 正午

●見積書提出要領

- (1) 本方式における案件に申込みを行う場合は実施要領を熟読すること。
- (2) 見積書の宛先を「支出負担行為担当官 九州防衛局長」とすること。
- (3) 見積書の提出をする際には、別紙「暴力団排除に関する誓約書」及び「資格審査結果通知（全省庁統一資格）（写し）」（令和04・05・06年度競争参加資格（全省庁統一資格））を添付すること。
- (4) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を適用する。
- (5) 仕様書に関する問い合わせ先：以下のとおり
別府防衛事務所 業務係 電話 0977-21-0215
- (6) 見積書の提出先：以下のとおり
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎4階
九州防衛局 総務部 会計課 会計係 電話 092-483-8812

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(債権譲渡制限特約の部分的解除)

- 第1条 契約条項第〇条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。
- 2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。
- 3 前項の規定は、甲が、前渡資金から乙に対価を支払う場合には適用しない。

(譲渡可能な売掛債権)

第2条 前条第1項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第3条 乙は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾するものとする。

(甲の権利及び利益)

- 第6条 甲及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

支出負担行為担当官 殿

住 所：
譲渡人：(甲) ○○株式会社
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社○○銀行
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(丙) ○○信用保証協会
代表者：
担当者：
連絡先：

○○株式会社（以下「甲」という。）は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が○○契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社○○銀行（以下「乙」という。）及び○○信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、貴殿の承認を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項第○号の規定に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

フリガナ フリガナ
○○銀行○○支店・口座の種類
フリガナ
口座人名義○○・口座番号○○○○

〇〇〇第〇〇〇〇号
年 月 日

債権譲渡承諾書

住 所：
譲渡人：(甲) 〇〇株式会社
代表者：

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社〇〇銀行
代表者：

住 所：
譲渡人：(丙) 〇〇信用保証協会
代表者：

上記申請につき、〇〇契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項第5条」の規定に基づき承諾します。

記

1. 本承諾によって、〇〇契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国による代金の支払は、〇〇契約条項第〇条の規定に基づき行われるものであること。

支出負担行為担当官

確認日付欄

(お問い合わせ先)
担当：
電話：

債権譲渡通知書

支出負担行為担当官 殿

住 所：
譲渡人：(甲) ○○株式会社
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(乙) 株式会社○○銀行
代表者：
担当者：
連絡先：

住 所：
譲渡人：(丙) ○○信用保証協会
代表者：
担当者：
連絡先：

○○株式会社（以下「甲」という。）は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受け【「準確定契約及び概算契約の場合は記述」、かつ○年○月○日に契約金額が確定し】ました。よって、甲が○○契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社○○銀行（以下乙」という。）及び○○信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、本書をもってご通知申し上げます。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項第○号の規定に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件通知の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

フリガナ ○○銀行 フリガナ ○○支店・口座の種類
フリガナ 口座人名義 ○○・口座番号 ○○○○

注：本通知は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。

仕 様 書

- 1 契約件名：別府防衛事務所庁舎電力供給
- 2 履行期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 履行場所：大分県別府市大字別府3051-1 別府防衛事務所
- 4 契約方法：単価契約
- 5 予定契約電力：
 - ① 電灯（従量電灯B） 60A
供給地点特定番号：0900004184085100000000
 - ② 電力（低圧電力） 8kW
供給地点特定番号：0900004184095100000000
- 6 電柱番号：213ア951
- 7 年間使用予定電力量：
 - ① 5,617kWh
 - ② 3,489kWh

（過去の使用実績を基に算出したものであり、数量を保証するものではない。
月別の予定使用電力量は別紙第1のとおり。）
- 8 予定力率：90%
- 9 見積合わせ参加資格の確認のため、以下の書類を令和6年3月6日（水）正午までに提出すること。
 - 1) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組に関し、別紙第2の条件を満たすことを示す資料（別紙第3）及びその根拠を示す資料
 - 2) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
 - 3) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- 10 供給電気の種類：
 - 1) 供給電気の種類については、全電源構成を対象とし、電力の種類については指定しない。

2) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要(別紙第4参照。RE100の細部については、Going100%-RE100(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。)を満たす再生可能エネルギー電気による供給を行う場合は、年間使用予定電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料(別紙第5)を令和6年3月6日(水)正午までに提出すること。

11 受注者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、見積金額は、見積者において設定する契約電力量に対する単価(月額)及び使用電力量に対する単価(季節等の区分による複数の単価を記載しても可)を記載すること。

なお、年間使用予定電力量に対する単価は、小数点第2位までとし、契約する単価は、消費税及び地方消費税込みの単価とする。

10 月の電力料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整を行う場合には、九州内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(電気供給約款)に依るものとし、これによりがたい場合は協議する。

なお、見積合わせ時においては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

11 計量器(スマートメーター)を設置しており、計量器の交換等により工事を必要とする場合は、令和6年3月31日までに実施し、費用は受注者の負担によるものとする。

12 支払方法：毎月払いとする。

なお、再生可能エネルギー電気による供給を行う場合は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認するため、四半期毎に別紙第6により提出すること。

13 その他：

1) 見積合わせの際に提出する見積書については別紙第7を使用すること。

2) この仕様書に定めのない事項に関して生じた疑義は、受注者及び発注者で協議するものとする。

月別予定使用電力量

(単位 : kWh)

年 月	①電灯 (従量電灯)	②電力 (低圧電力)
令和 6 年 4 月	1 9 0	6 6
令和 6 年 5 月	5 0 8	7 8
令和 6 年 6 月	4 7 5	1 4
令和 6 年 7 月	4 7 6	1 4 0
令和 6 年 8 月	5 0 9	3 0 1
令和 6 年 9 月	4 6 5	2 2 4
令和 6 年 10 月	4 7 4	1 2 3
令和 6 年 11 月	4 8 1	2 5
令和 6 年 12 月	4 0 6	2 5 1
令和 7 年 1 月	4 4 1	6 9 4
令和 7 年 2 月	3 9 3	8 0 8
令和 7 年 3 月	7 9 9	7 6 5
合計	5, 6 1 7	3, 4 8 9

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計が70点以上であること。

項目	数値	点数
①令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上	0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0 %超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0 %超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

・入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別紙第2の「各用語の定義」

用語	定義
<p>① 令和3年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数</p>	<p>「令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和3年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)</p>

	<p>をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>①令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>②令和3年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)</p> <p>④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）</p> <p>⑦令和3年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p>

	<p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和 3 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤+⑥) は、令和 3 年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和 3 年度の供給電力量 (⑦) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別紙第 2 にのみ適用する。

適合証明書

令和 年 月 日

住 所 ○○県○○市○○
 会 社 名 ○○株式会社
 代表者名 ○○ ○○
 担当者名 ○○ ○○
 連絡先 ○○○-○○○-○○○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点数
①	令和3年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出 係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報 提供の取組		

① ~④の合計点	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
 なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)で

あって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2）2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第2により算出した値を記載すること。

注3）1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4）1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当計画書様式例

○○年○月○日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
○○ ○○ 様

○○県○○市○○
 株式会社○○○○
 代表取締役 ○○ ○○

○○年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
 需要施設名 ○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市○○
 契約予定電力 ○○○○kW

2 供給期間
 ○○年○月○日～○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
 お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

令和 年 月 日

見 積 書

支出負担行為担当官
九州防衛局長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

見積金額 ￥〇〇〇,〇〇〇— ※①、②の合計

(うち消費税等相当額￥〇〇,〇〇〇—)

件 名	単価 (税込)
①電灯 (従量電灯B)	
基本料金 (60A)	〇,〇〇〇.〇〇
電力量料金 (0~〇〇〇kWhまで)	〇〇.〇〇
(〇〇〇kWh~〇〇〇kWhまで)	〇〇.〇〇
(〇〇〇kWh~〇〇〇kWhまで)	〇〇.〇〇
(〇〇〇kWh~〇〇〇kWhまで)	〇〇.〇〇
②電力 (低圧電力)	
基本料金 (8kw)	〇,〇〇〇.〇〇
電力量料金 (夏季〇月~〇月)	〇〇.〇〇
(その他季)	〇〇.〇〇

月別電力料金 (基本料金+電力量料金)

	①電灯		②電力	
	数量	金額 (税込)	数量	金額 (税込)
令和6年4月	190	〇〇,〇〇〇	66	〇〇,〇〇〇
令和6年5月	508	〇〇,〇〇〇	78	〇〇,〇〇〇
令和6年6月	475	〇〇,〇〇〇	14	〇〇,〇〇〇
令和6年7月	476	〇〇,〇〇〇	140	〇〇,〇〇〇
令和6年8月	509	〇〇,〇〇〇	301	〇〇,〇〇〇
令和6年9月	465	〇〇,〇〇〇	224	〇〇,〇〇〇
令和6年10月	474	〇〇,〇〇〇	123	〇〇,〇〇〇
令和6年11月	481	〇〇,〇〇〇	25	〇〇,〇〇〇
令和6年12月	406	〇〇,〇〇〇	251	〇〇,〇〇〇
令和7年1月	441	〇〇,〇〇〇	694	〇〇,〇〇〇
令和7年2月	393	〇〇,〇〇〇	808	〇〇,〇〇〇
令和7年3月	799	〇〇,〇〇〇	765	〇〇,〇〇〇
合 計	5,617	〇〇〇,〇〇〇	3,489	〇〇〇,〇〇〇

①

②

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
- 私(個人の場合)
- 当団体(団体の場合)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて支店官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

会社名及び代表者名